

## 生徒指導に係るルール

県立姫路北高等学校

本校では、スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止のため、下記の生徒指導に係るルールで生徒との連絡をおこないます。

### 1 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

#### (1) 携帯電話の使用について

生徒・保護者への連絡は、特別な場合を除いて教職員の携帯電話は使用せず、学校の電話を利用する。その際、可能な限り固定電話に連絡を行う。

#### (2) メール・SNSの使用について

- ① 教職員と生徒との間での使用は教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限るとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。
- ② 教育活動の必要時であっても、指導・助言は行わず、あくまで連絡事項とすること。その際、複数の教職員で情報を共有するなど、透明性を高めること。

### 2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- ② 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。
- ③ 校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ④ 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施する場合は時間・場所・面談内容等を事前に複数の教員で共有すること。

### 3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

### 4 その他

#### (1) 管理職から許可を得る方法

校内で帳簿を作成し、教職員氏名、目的、指導する相手生徒等の必要事項を記入して許可を得る。

#### (2) 保護者から承諾を得る方法

学級通信等の文書・通信の送付により承諾を得る。